

参考様式 2

宮城県石巻商業高等学校食堂等運営事業者選定基準

1 事業名称

宮城県石巻商業高等学校食堂等運営事業

2 選定委員会の設置

- (1) 事業者の選定は、選定委員会を設置し、選定委員は3人以上とする。
- (2) 選定委員は、各事業者からの企画提案書を審査し採点を行うものとする。

3 審査・採点

選定委員は、事業者からの企画提案書について本校が示す要求要件を満たしているか否かを審査し、別紙「評価項目及び得点配分基準」の評価項目ごとに、区分に応じて採点を行う。

4 相手方の決定

- (1) 選定委員が、上記3に基づき企画提案書を採点し、選定委員全員の総合計点数を当該事業者の点数とする。
- (2) 選定委員全員の総合計点数が最も高い一者を本件の事業者候補とする。